

岐阜県ライフライン保全対策事業実施要領

〔令和7年4月1日防第941号〕

（目的）

第1条 この要領は、強風、大雪等による停電及びこれに起因する被害の発生を抑止するため、あらかじめ電線周辺の倒木のおそれがある立木の伐採を行うライフライン保全対策事業（以下「事業」という。）の実施に当たり必要な事項を定めることを目的とし、岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業主体）

第2条 事業の実施主体は市町村とする。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業の内容は、強風・大雪等による停電の発生を抑止するため、補助事業者である市町村の管内にある道路及び電線の周辺に所在する立木を伐採する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、立木伐採費、立木調査費、立木補償費その他補助対象事業の実施のため必要な経費として知事が認めたものとする。ただし、補助対象事業の実施により収益が発生したときは、当該収益に相当する経費は除くものとする。

（申出）

第5条 事業を実施しようとする市町村は、県に対してその旨を申し出るものとする。

（対策会議の設置）

第6条 前条の規定により市町村から事業実施の申出があったときは、県は市町村ごとに県、市町村、電力会社等の関係機関からなるライフライン保全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

- 2 前項の対策会議は、当該市町村を所管する県事務所（岐阜地域にあっては、危機管理部防災課岐阜地域防災係。以下同じ。）に設置するものとする。
- 3 対策会議は、事業計画の調整、伐採木の処分方法の検討等を行う。

(事業計画の作成)

第7条 対策会議は、前条第1項の申出があった市町村に係る事業計画について協議し、他事業との調整等を行う。

2 市町村は、前項に基づいて、事業計画書を作成する。

(補助金の内示)

第8条 市町村は、事業計画書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事業計画書(以下「事業計画書」という。)の提出を受けたときは、当該事業計画書の内容を審査し、補助金の交付予定額を決定し、当該市町村に対して通知するものとする。

(事業計画の変更又は中止)

第9条 市町村は、事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ電力会社と調整の上、要綱第5条第3項の規定による承認申請書(要綱第3号様式)その他必要な資料を作成し、知事の承認を求めるものとする。

(事業内容の説明)

第10条 市町村は、立木の伐採を開始する前に、事業の内容(伐採工期、伐採範囲、伐採木の具体的な処分方法等)について所有者及び近隣住民の同意等を得ておかなければならない。

(補助金の交付の申請)

第11条 規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書の様式は、要綱別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(要綱第2号様式)
- (3) その他参考となる資料

(補助金の交付の決定)

第12条 規則第7条の規定による通知は、別記第2号様式による。

(補助金の交付の条件)

第13条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条各号に掲げる事項とする。

2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の額の20%以内の減額に係る変更とする。

3 規則第6条第1号から第3号までに掲げる知事の承認を受けようとする場合の

申請書は、要綱第3号様式のとおりとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、補助対象事業の内容の変更その他事業計画書に記載する事業と異なる内容の補助対象事業を行おうとするときは、前項の承認を受ける前に、事業計画書の内容の変更の手続きをとらなければならない。

(申請の取下げ)

第14条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第15条 市町村は、補助事業の遂行状況等について県から説明を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第16条 実績報告書の様式は、要綱第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第3号様式）
- (2) 収支決算書（要綱第8号様式）
- (3) 負担金、収益及び支出の内容を証する資料
- (4) その他参考となる資料

- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の完了の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。

(事業実績書)

第17条 市町村は、事業が完了したときは事業実績書を作成して対策会議に提出したうえで、知事に実績報告を行うものとする。

(履行確認)

第18条 県事務所長（岐阜地域にあっては、岐阜地域危機管理監。以下同じ。）は、実績報告書の提出があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、実績報告書の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、当該調査の結果に関する意見を付して実績報告書を知事に送付しなければならない。知事は、実績報告書により事業終了後すみやかに履行の確認を行い、補助金等履行確認調書（別記第4号様式）を作成するものとする。

(補助金の額の確定)

第19条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定をしたときは、別記第5号様式により補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、要綱第11号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(負担金の徴収)

第21条 事業を実施する市町村は、条例で定めるところにより、事業に要する経費の2分の1に相当する額について電力会社から負担金を徴収する。

(補助金の交付)

第22条 知事は、事業を実施する市町村に対し、事業に要する経費の一部を補助する。

(事務局)

第23条 事業に係る事務は、危機管理部防災課災害対策係で行う。

(書類、帳簿等の保存期間)

第24条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の経由)

第25条 この要領に基づき提出する書類は、補助事業者の区域を所管する県事務所長を経由しなければならない。この場合において、提出する書類の部数は、正副各1通とする。

(事務の委任)

第26条 規則第23条後段の規定により、次に掲げる事務を県事務所長に委任する。

- (1) 規則第14条の規定による実績報告書等の書類の審査及び現地調査等
- (2) 規則第15条第1項による措置命令
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による状況調査及び報告徴収

(その他)

第27条 この要領に定めがない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。